

議員発第 22 号

茨木市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び茨木市議会会議規則第8条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和6年12月18日提出

提出者	茨木市議会議員
	岩 本 守
	西 本 睦 子
	永 田 真 樹
	大 嶺 さ や か
	下 野 巖
	岡 本 壱 郎
	坂 口 康 博

茨木市議会議長

長 谷 川 浩 様

茨木市議会規則第 号

茨木市議会会議規則の一部を改正する規則

茨木市議会会議規則（平成15年茨木市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「、参考人」を「及び参考人」に改め、「補則（」の次に「第100条の2一」を加える。

第12条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第13条第2項中「承認」を「許可」に改める。

第14条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第15条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第16条第1項中「第14条」を「第14条（」に、「配布」を「配布）」に改める。

第18条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第21条中「第19条」を「第19条（」に、「宣告」を「宣告）」に改める。

第25条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第29条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第30条第1項中「第81条」を「第81条（」に、「委員会付託」を「委員会付託）」に、「聞き」を「聴き」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第32条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第34条第1項中「第32条」を「第32条（」に、「報告」を「報告）」に改める。

第37条第2項中「第31条」を「第31条（）」に、「時期」を「時期）」に、「会議」を「議会」に改める。

第38条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第43条及び第44条第1項ただし書中「すべて」を「全て」に改める。

第46条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第47条中「こえる」を「超える」に改める。

第48条第2項及び第50条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第54条第1項中「第44条」を「第44条（）」に、「順序」を「順序）」に改め、同条第2項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。

第56条中「とる」を「採る」に改める。

第59条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第60条第1項及び第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第63条中「第21条」を「第21条（）」に、「出入口閉鎖」を「出入口閉鎖）」に、「第22条」を「第22条（）」に、「点検」を「点検）」に、「第23条」を「第23条（）」に、「投票」を「投票）」に、「第24条」を「第24条（）」に、「宣告」を「宣告）」に、「第25条」を「第25条（）」に、「効力」を「効力）」に、「第26条」を「第26条（）」に、「報告」を「報告）」に、「第27条」を「第27条（）」に、「保存」を「保存）」に改める。

第64条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第65条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第1章第9節の節名を次のように改める。

第9節 公聴会及び参考人

第66条、第68条第1項、第69条第2項及び第72条第1項中「聞く」を「聴く」に改める。

第75条中「第42条」を「第42条（）」に、「記録」を「記録）」に、「第55条」を「第55条（）」に、「訂正」を「訂正）」に改める。

第81条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第81条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

第81条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第85条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第88条中「第30条」を「第30条（）」に、「委員会付託」を「委員会付託）」に改める。

第89条を次のように改める。

（決定の通知）

第89条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第92条の見出し中「印刷物の配布の許可」を「の配布許可」に改め、同条中「資料、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第93条中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第94条中第2項ただし書中「第42条」を「第42条（）」に、「記録」を「記録）」に改める。

第95条中「第30条」を「第30条（）」に、「委員会付託」を「委員会付託）」に、「することは」を「することが」に改める。

第98条中「こえる」を「超える」に改める。

第7章中第101条の前に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第100条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において

「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第14条（（議事日程の作成及び配布））、第74条（（会議録の公表））、第79条（（請願文書表の作成及び配布））第1項及び第81条（（請願の委員会付託））第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、又は連署すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場

合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第100条の3 この規則の規定（第22条（（投票用紙の配布及び投票箱の点検））第1項（第63条（（選挙規定の準用））において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和7年1月31日から施行する。